

改 正 案				現 行			
第1 総則				第1 総則			
1～8 (略)				1～8 (略)			
第2 周波数割当表				第2 周波数割当表			
1～7 (略)				1～7 (略)			
周波数割当表				周波数割当表			
第1表 (略)				第1表 (略)			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>710-750</u> <u>J46A J74B</u>	<u>陸上移動</u> <u>J73A J74</u> <u>J75F</u>	<u>電気通信業務用</u>		<u>710-730</u> <u>J46A J74B</u>	<u>陸上移動</u> <u>J73A J75E</u> <u>J75F</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
	<u>放送</u> <u>J13A J75B</u>	<u>放送用</u>			<u>放送</u> <u>J13A J75B</u>	<u>放送用</u>	
<u>750-770</u> <u>J46A J74B</u>	<u>陸上移動</u> <u>J73A J75F</u>	<u>公共業務用</u> <u>(700MHz 帯高度</u> <u>道路交通システ</u> <u>ム用)</u> <u>一般業務用</u> <u>(700MHz 帯高度</u> <u>道路交通システ</u> <u>ム用)</u> <u>小電力業務用</u> <u>(700MHz 帯高度</u> <u>道路交通システ</u> <u>ム用)</u>	<u>小電力業務用 (700MHz 帯高度</u> <u>道路交通システム用) への割</u> <u>当ては、別表8-10による。</u>	<u>730-770</u> <u>J46A J74B</u>	<u>陸上移動</u> <u>J73A J74</u> <u>J75F</u>	<u>電気通信業務用</u>	
	<u>放送</u> <u>J13A J75B</u>	<u>放送用</u>			<u>放送</u> <u>J13A J75B</u>	<u>放送用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>810-850</u> <u>J58</u>	<u>移動</u> <u>J58C</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>(携帯無線通信</u> <u>用)</u>	<u>電気通信業務用 (携帯無線通</u> <u>信用) への割当ては、別表10</u> <u>-2による。ただし、810-</u> <u>818MHz 帯及び843-846MHz 帯</u>	<u>810-820</u> <u>J58 J74C</u>	<u>移動</u> J58C	<u>電気通信業務用</u> <u>(携帯無線通信</u> <u>用)</u>	<u>この周波数帯の使用は、平成</u> <u>24年7月24日までは940-</u> <u>950MHz 帯と対の二周波方式に</u> <u>限る。ただし、IMT-2000を提</u>

			の使用は、平成24年7月24日までは、810-818MHz帯については940-948MHz帯と、843-846MHz帯については898-901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。
850-860 J58	移動 J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信、デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月25日からは930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
860-895 J58 J74C	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。ただし、860-870MHz帯の使用は、平成24年7月24日までは915-925MHz帯と対の二周波方式に限る。

			供する無線局への割当ては、別表10-2による。
820-832 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
832-838 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
838-846 J58 J74C	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは893-901MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
846-850 J58B	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用） 公共業務用（地域防災無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 公共業務用（地域防災無線通信用）の無線局によるこの周波数帯の使用は、901-903MHz帯と対の二周波方式とし、平成23年5月31日までに限る。
850-860 J58	移動 J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信、デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、905-915MHz帯と対の二周波方式に限る。
860-885 J58 J74C	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
885-893 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
893-901	移動	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成

895-915 J58	移動 J58C J74D	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 簡易無線通信業 務用(パーソナ ル無線用) 一般業務用(M C A陸上移動通 信用、デジタル M C A陸上移動 通信用)	電気通信業務用(携帯無線通 信用)によるこの周波数帯の 使用は、平成24年7月24日 までは898-901MHz帯とし、 843-846MHz帯と対の二周波方 式に限る。 電気通信業務用(携帯無線通 信用)への割当ては、平成24 年7月25日からは別表10- 2による。 簡易無線通信業務用(パーソ ナル無線用)への割当ては、 別表7-4による。 簡易無線通信業務用(パーソ ナル無線用)によるこの周波 数帯の使用は、平成27年11 月30日までに限る。 一般業務用(MC A陸上移動 通信用、デジタルMC A陸上 移動通信用)によるこの周波 数帯の使用は、905-915MHz帯 とし、850-860MHz帯と対の二 周波方式に限る。 一般業務用(MC A陸上移動 通信用、デジタルMC A陸上 移動通信用)によるこの周波 数帯の使用は、平成30年3月 31日までに限る。
----------------	-----------------	--	--

915-930 J58	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 簡易無線通信業 務用 小電力業務用 (テレメーター 用、テレコント ロール用及びデ ータ伝送用並び に移動体識別用) 一般業務用(移 動体識別用)	電気通信業務用(携帯無線通 信用)によるこの周波数帯の 使用は、915-925MHz帯とし、 860-870MHz帯と対の二周波方 式に限る。 電気通信業務用(携帯無線通 信用)によるこの周波数帯の 使用は、平成24年7月24日 までに限る。 簡易無線通信業務用への割当 ては、別表7-5による。 小電力業務用(テレメーター 用、テレコントロール用及び データ伝送用)への割当ては
----------------	------------	--	---

J58	J58C J74A	(携帯無線通信 用)	24年7月24日までは838- 846MHz帯と対の二周波方式に 限る。ただし、IMT-2000を提 供する無線局への割当ては、 別表10-2による。
901-903	移動 J58C	公共業務用(地 域防災無線通信 用)	この周波数帯の使用は、846- 850MHz帯と対の二周波方式と し、平成23年5月31日までに 限る。
903-905	移動 J58C	簡易無線通信業 務用(パーソナ ル無線用)	簡易無線通信業務用(パーソ ナル無線用)への割当ては、 別表7-4による。
905-915 J58	移動 J58C	一般業務用(M C A陸上移動通 信用、デジタル M C A陸上移動 通信用)	この周波数帯の使用は、850- 860MHz帯と対の二周波方式に 限る。

915-940 J58	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	この周波数帯の使用は、平成 24年7月24日までは860- 885MHz帯と対の二周波方式に 限る。
----------------	---------	--------------------------	---

			<p><u>別表9-1による。</u> <u>小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7による。</u> <u>一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。</u> <u>簡易無線通信業務用、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。ただし、926.1-929.7MHz帯の使用は、この限りでない。</u></p>				
<u>930-940 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>一般業務用（MCA陸上移動通信、デジタルMCA陸上移動通信用）</u>	<u>この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限るものとし、平成24年7月25日からとする。</u>				
<u>940-960 J58 J74C</u>	<u>移動 J58C J74D J74E</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）</u> <u>簡易無線通信業務用（移動体識別用）</u> <u>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）</u> <u>一般業務用（移動体識別用）</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは940-948MHz帯とし、810-818MHz帯と対の二周波方式に限る。</u> <u>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、平成24年7月25日からは別表10-2による。</u> <u>簡易無線通信業務用（移動体帯識別用）への割当ては、別表7-6による。</u> <u>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9-1による。</u> <u>小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7</u>	<u>940-950 J58</u>	<u>移動 J58C</u>	<u>電気通信業務用（携帯無線通信用）</u>	<u>この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは810-820MHz帯と対の二周波方式に限る。</u>
				<u>950-958</u>	<u>移動</u>	<u>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用）</u> <u>簡易無線通信業務用（移動体識別用）</u> <u>一般業務用（移動体識別用）</u>	<u>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9-1による。</u> <u>小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7による。</u> <u>簡易無線通信業務用（移動体識別用）への割当ては、別表7-5による。</u> <u>一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。</u>
				<u>958-960</u>	<u>固定</u>	<u>放送事業用</u>	

			による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。 簡易無線通信業務用（移動体識別用）、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。
	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、958-960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用 (エントランス回線用)	この周波数帯の使用は、 <u>1427.9-1429MHz帯</u> に限る。
	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
1429-1453 J58	固定	電気通信業務用 (エントランス回線用)	この周波数帯の使用は、 <u>1429-1452.9MHz帯</u> に限る。
	移動	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。

(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用 (エントランス回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、 <u>1427.9-1429MHz帯</u> に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
1429-1453 J58	固定	電気通信業務用 (エントランス回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、 <u>1429-1452.9MHz帯</u> に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周

		<u>デジタルMCA陸上移動通信用)</u>	<u>信用)によるこの周波数帯の使用は、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。</u> <u>一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯とし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。</u> <u>一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成26年3月31日までとし、別表11-4の地域に限る。</u>			<u>デジタルMCA陸上移動通信用)</u>	<u>信用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。</u> <u>一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯とし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。</u> <u>一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年3月31日までに限る。</u>
<u>1475.9-1501 J58 J74C</u>	<u>固定</u>	<u>電気通信業務用(エントランス回線用)</u>	<u>この周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz帯に限る。</u>	<u>1475.9-1501 J58 J74C</u>	<u>固定</u>	<u>電気通信業務用(エントランス回線用)</u>	<u>電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあつては、平成22年4月1日からとする。</u>
	<u>移動</u>	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)</u>	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。</u>		<u>移動</u>	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)</u>	<u>電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。</u> <u>電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1487MHz帯及び1491-1501MHz帯に限るものとし、1477-1487MHz帯については1429-1439MHz帯と、1491-1501MHz帯については1443-1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。</u> <u>電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT-2000以外を</u>

							提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
1501-1503.35 J58 J74C	固定	電気通信業務用 (エントランス 回線用)		1501-1503.35 J58 J74C	固定	電気通信業務用 (エントランス 回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	電気通信業務用(携帯無線通信)への割当ては、別表10-2による。		移動	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信)への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用(携帯無線通信)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1518 J58 J74C	固定	電気通信業務用 (エントランス 回線用)	この周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。	1503.35-1518 J58 J74C	固定	電気通信業務用 (エントランス 回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信)への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用(携帯無線通信)によるこの周波数帯の使用は、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。		移動	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信)への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用(携帯無線通信)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用(デジタルMCA陸上移動通信用)によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に

			<u>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成26年3月31日までとし、別表11-4の地域に限る。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
3456-3600 J118A	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	
3600-4200 J119	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
4400-4500	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動	電気通信業務用	
4500-4800	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	J122 移動	電気通信業務用	
4800-4900 J32	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動 J122A	電気通信業務用	

			<u>限る。</u> <u>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
3456-3600 J118A	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
3600-4200 J119	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
(略)	(略)	(略)	(略)
4400-4500	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
4500-4800	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	J122 移動	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
4800-4900 J32	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動 J122A	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。

	電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
50.4-51.4	固定 移動	簡易無線通信業 務用	簡易無線通信業務用への割当 ては、 <u>別表7-7</u> による。
	固定衛星 (地球から 宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
	移動衛星 (地球から 宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1~J58A (略)

J58B (未使用)

J58C~J73A (略)

J74

710-750MHzの周波数帯は、2012年7月25日以降、IMTに使用することができる。

J74A (未使用)

J74B・J74C (略)

J74D

905-915MHz及び950-958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

	電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
50.4-51.4	固定 移動	簡易無線通信業 務用	簡易無線通信業務用への割当 ては、 <u>別表7-6</u> による。
	固定衛星 (地球から 宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
	移動衛星 (地球から 宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1~J58A (略)

J58B

この周波数帯は、移動業務（電気通信業務用）に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J58C~J73A (略)

J74

730-770MHzの周波数帯は、2012年7月25日以降、IMTに使用することができる。

J74A

この周波数帯のIMT-2000を提供する無線局は、2012年7月24日までは、別表10-2の周波数帯以外の二周波方式で運用することができる。

J74B・J74C (略)

J74E

958-960MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015年11月30日までは、この周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J75～J75D (略)

J75E (未使用)

J75F～J210 (略)

別表

1～5 (略)

6 構内無線局関連

別表6-1 (略)

別表6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

<u>916.7-920.9MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備</u>	<u>916.8MHz 918MHz 919.2MHz 920.4MHz</u> <u>920.6MHz 920.8MHz</u>
	<u>占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備</u>	<u>920.5MHz 920.7MHz</u>
	<u>占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備</u>	<u>920.6MHz</u>
<u>952-956.4MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>954.2MHz</u>	
<u>2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>2448.875MHz</u>	

J75～J75D (略)

J75E

陸上移動業務によるこの周波数帯のうち10MHz幅は、高度道路交通システムによる使用とし、可能な限り低い周波数帯に配置する。

J75F～J210 (略)

別表

1～5 (略)

6 構内無線局関連

別表6-1 (略)

別表6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

<u>954.2MHz 2448.875MHz</u>

7 簡易無線局関連

別表 7-1～別表 7-4 (略)

別表 7-5 920.5-923.5MHz帯簡易無線局の周波数表

占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	920.6MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.6MHz及び920.6MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.7MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.7MHz及び920.7MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.8MHz以上923.2MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920.9MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.9MHz及び920.9MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	921MHz以上923MHz以下の周波数であって、921MHz及び921MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-6 移動体識別用簡易無線局の周波数表

(略)

別表 7-7 50GHz帯簡易無線局の周波数表

(略)

8 免許を要しない無線局（特定小電力無線局を除く。）関連

別表 8-1-1～8-9 (略)

別表 8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz

9 特定小電力無線局の周波数表

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

(略)	(略)	(略)
400MHz帯の周波数の電波を使用す	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

7 簡易無線局関連

別表 7-1～別表 7-4 (略)

別表 7-5 移動体識別用簡易無線局の周波数表

(略)

別表 7-6 50GHz帯簡易無線局の周波数表

(略)

8 免許を要しない無線局（特定小電力無線局を除く。）関連

別表 8-1-1～8-9 (略)

9 特定小電力無線局の周波数表

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

(略)	(略)	(略)
400MHz帯の周波数の電波を使用す	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

る無線設備		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
915.9-928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下の無線設備	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

る無線設備		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz

	<u>下の無線設備</u>	
	<u>占有周波数帯幅が200kHzを超え300kHz以下の無線設備</u>	<u>928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が300kHzを超え400kHz以下の無線設備</u>	<u>928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が400kHzを超え500kHz以下の無線設備</u>	<u>928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの</u>
(略)	(略)	(略)

別表 9-2~9-6 (略)

別表 9-7 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

1. 周波数ホッピング方式を使用するもの

<u>2441.75MHz</u>

2. 1以外のもの

<u>916.7-923.5MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備</u>	<u>916.8MHz、918MHz若しくは919.2MHz又は920.4MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.4MHz及び920.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備</u>	<u>920.5MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.5MHz及び920.5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備</u>	<u>920.6MHz以上923.2MHz以下の周波数であって、920.6MHz及び920.6MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備</u>	<u>920.7MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.7MHz及び920.7MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの</u>
	<u>占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備</u>	<u>920.8MHz以上923MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの</u>
<u>952-955MHz</u>	<u>954.8MHz</u>	

(略)	(略)	(略)

別表 9-2~9-6 (略)

別表 9-7 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

<u>1. 周波数ホッピング方式を使用するもの</u>	<u>2441.75MHz</u>
<u>2. 1以外のもの</u>	<u>954.8MHz 2448.875MHz</u>

帯の周波数の電波を使用する無線設備	
2425-2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

別表9-8~9-14 (略)

10 電気通信業務用関連

別表10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信 (IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。)用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1749.9MHzを超え1784.9MHz以下	1844.9MHzを超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3 (略)

(削除)

11 その他 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3 (略)

第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

(略)
1844.9MHzを超え1854.9MHz以下

別表9-8~9-14 (略)

10 電気通信業務用関連

別表10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信 (IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。)用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
815MHzを超え850MHz以下	860MHzを超え895MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1749.9MHzを超え1784.9MHz以下	1844.9MHzを超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3 (略)

別表10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域 (長野県を除く。)

11 その他 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3 (略)

第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

(略)
1844.9MHzを超え1854.9MHz以下
1859.9MHzを超え1879.9MHz以下

(略)

(略)

※第2表及び第3表中の斜体は、二次業務を示す。